

宮崎市養育費確保支援事業

ひとり親家庭にとって、養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。
ひとり親家庭の方が、養育費を継続的に受け取り、生活の安定が図られるよう、保証会社と協力して、養育費保証契約のための手続きの支援や保証料の助成を行います。

■対象者

宮崎市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取決めの対象となる児童（18歳到達後最初の3月31日までの者）を現に扶養していること。
- ・宮崎市が契約した保証会社と養育費保証契約を継続していること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金の支給を受けたことがないこと。

■対象となる経費

- ・養育費保証契約の締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用。

■補助額

対象経費の全額（上限 5 万円）

■申請方法・申請期日

必要書類をそろえて、子育て支援課にお申し込みください。

※ 対象となるご本人が申請してください。

■必要書類

- （1）本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票（交付から1か月以内）
児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成資格者証をお持ちの方は、それに代えることができます。
- （2）養育費の取決めに交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
※公正証書の場合、「養育費の支払いが滞ったときは、強制執行を受けることもやむを得ない」という趣旨の記載が必要です。

■手続きの流れ

補助金交付申請

必要書類を持参のうえ、子育て支援課で養育費保証加入申込書と交付申請書兼委任状を記入してください。

保証契約手続

保証会社から届くショートメールの案内に従い、必要事項を入力してください。後日、契約書が郵送されますので、署名、押印を行い保証会社に返送してください。

保証開始・交付決定確定

契約書が保証会社に届いた翌月から保証開始となり、市から対象者へ補助金交付決定書兼確定通知書を送付します。

支 給

市が保証会社へ補助金（保証料分）を支払います。

☆お問い合わせ先☆

宮崎市子ども未来部 子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（本庁舎5階）

[所在地] 宮崎市橘通西一丁目1番1号

[電 話] 0985-21-1765